

所得制限限度額表（令和3年3月分から適用）

扶養親族等の数	受給資格者			受給資格者の配偶者・扶養義務者の所得制限限度額
	父、母又は養育者		孤児等の養育者の所得制限限度額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額		
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円	4,260,000円
6人以上	1人につき380,000円が加算されます。			
所得制限加算額	○70歳以上の生計同一配偶者・老人扶養親族 1人につき100,000円 ○16歳以上23歳未満の扶養親族 1人につき150,000円		○老人扶養親族（老人扶養親族の他に扶養親族等がないときは、老人親族のうち1人を除いた老人扶養親族） 1人につき60,000円	

(注1) 給与所得者の所得額は、給与所得控除後の額となります。

(注2) 受給資格者が父又は母の場合、養育費の8割相当額を加算した額が所得額となります。

(注3) 扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める直系血族及び兄弟姉妹となりますので、叔父（伯父）、叔母（伯母）や兄弟姉妹の配偶者等は含まれません。

(注4) 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等について、控除後の所得額（長期譲渡及び短期譲渡所得がある場合、特別控除後の額）で算定します。

（平成30年8月分から適用）

(注5) 下表の諸控除があるときは、その額を所得額から差し引いて表中の限度額を比較してください。

雑損控除	控除相当額	障害者控除	270,000円
医療費控除		特別障害者控除	400,000円
配偶者特別控除		勤労学生控除	270,000円
小規模企業共済等掛金控除		-	-
(みなし)寡婦(夫)控除	270,000円	養育者・扶養義務者・孤児等の養育者のみ適用されます。	
(みなし)特別寡婦控除	350,000円		

(注6) 養育者及び扶養義務者が未婚のひとり親で、要件に当てはまる場合は、寡婦(夫)控除・特別寡婦控除が適用されたものとみなし、手当額を算定します。(平成30年8月分から適用)適用には手続きが必要となる場合があります。詳しくはお問い合わせください

(注7) 令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する所得に非課税公的年金給付等が含まれます。